

国 港 総 第 5 8 7 号

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

各都道府県知事 あて

国土交通省港湾局長

構造改革特別区域法に基づき認定された区域における  
公有水面埋立関係の特例措置について(第22次提案対応)

構造改革特別区域法（平成14年法律189号。以下「特区法」という。）の目的を達成するため、港湾区域における公有水面埋立関係について、平成26年4月1日以降、下記のとおり特例措置を設けることとした。下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に基づく処理基準として通知する。

なお、貴管内の市町村管理に係る地方港湾の港湾管理者には、貴職よりこの旨周知方取り計らわれない。

記

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項第3号に規定する埋立地の用途については、埋立てによって造成される土地の利用を特定する必要がある。

埋立地の用途のうち、工業用途については、「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日 港管第1580号、河政発第57号）記1（4）ロの規定により、日本産業分類の中分類によることとされているが、地方公共団体が特区法第4条第9項に規定する構造改革特別区域計画の認定を受けた場合において、同計画に生産施設と物流施設の近接立地を可能とすることにより新たな企業誘致の促進及び臨海部の活性化を図る必要があることから、同法第2条第2項に規定する規制の特例を受ける事業として「公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業」が含まれている場合には、埋立地における用途を「製造・流通業用地」とすることができるものとする。

国 港 総 第 5 8 7 号

平成 2 6 年 3 月 2 5 日

重要港湾以上の市町村等管理者 あて

国土交通省港湾局長

構造改革特別区域法に基づき認定された区域における  
公有水面埋立関係の特例措置について(第22次提案対応)

構造改革特別区域法（平成14年法律189号。以下「特区法」という。）の目的を達成するため、港湾区域における公有水面埋立関係について、平成26年4月1日以降、下記のとおり特例措置を設けることとした。下記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9に基づく処理基準として通知する。

記

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第2項第3号に規定する埋立地の用途については、埋立てによって造成される土地の利用を特定する必要がある。

埋立地の用途のうち、工業用途については、「公有水面埋立法の一部改正について」（昭和49年6月14日 港管第1580号、河政発第57号）記1（4）ロの規定により、日本産業分類の中分類によることとされているが、地方公共団体が特区法第4条第9項に規定する構造改革特別区域計画の認定を受けた場合において、同計画に生産施設と物流施設の近接立地を可能とすることにより新たな企業誘致の促進及び臨海部の活性化を図る必要があることから、同法第2条第2項に規定する規制の特例を受ける事業として「公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業」が含まれている場合には、埋立地における用途を「製造・流通業用地」とすることができるものとする。